

生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次とりまとめ）（案）に対する意見募集の実施結果について（案）

平成 31 年 月 日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1．意見募集の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（2）意見募集期間

平成 30 年 11 月 16 日（金）～ 平成 30 年 12 月 15 日（土）

（3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2．意見募集の実施結果

（1）意見提出者数

- | | |
|--------------|---------|
| ・封書によるもの | 0 通 |
| ・ファクシミリによるもの | 5 通 |
| ・電子メールによるもの | 4 2 5 通 |

（2）意見の延べ総数

5 6 6 件

（3）提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

（別紙）

提出された御意見の概要と御意見に対する考え方（案）

第 3 生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定方法

1 生活環境動植物に係る評価対象動植物の選定

（1）基本的考え方に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	予防的な取組方法の考え方に基づいて対策を講じるよう検討すべき。	3	環境省では、農薬に関する環境行政においても、環境基本計画における「予防的な取組方法」の考え方を踏まえ、農薬による動植物への影響調査等により科学的知見の充実に努めつつ、リスク評価を行い、動植物の被害を未然に防ぐための農薬登録基準の設定を行っています。 今後、最新の科学的知見に基づく迅速な評価が重要であると考えます。
2	水産動植物に限定しない評価対象動植物のリスク評価とすることは、生態系への悪影響防止のため意義深い。 しかし、最新の知見により被害が予測されることが指摘された場合には、予防的に使用の停止を取り、その間に新たな評価方法を検討できる体制が望ましい。	1	
3	生物群や生態系への影響を測る評価方法は OECD ガイドラインにはないが、農薬リスクに関して、査読誌等で認められた確実性の高いフィールド実験や調査の結果も採用すべきである。	1	具体的な評価方法が確立されていないフィールド実験や調査については、農薬の使用方法や実験環境の違いによって結果が異なることから、農薬登録基準の設定そのものには採用できませんが、ばく露評価手法を検討する上での資料として活用できるものと考えます。
4	海外の例から学び、日本が先進的で自然環境を守るという強い意思のある基準をつくってほしい。	1	生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定にあたっては、海外の評価の状況も考慮しつつ、我が国における自然条件や農薬の使用実態等に基づき行うことが重要であると考えます。

（2）評価対象動植物に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	水草について農薬登録基準を設定することは、水域の生活環境動植物に対するリスクを適切に評価する上で、大変よい。 今後も農薬による生態系へのリスクをさらに低減できるよう登録基準の見直しや設定を行ってほしい。	1	農薬の動植物に対する影響評価の充実に取り組み、科学的知見に基づき、農薬登録基準の見直しを適切に行い、環境へのリスク低減を進めていくことが重要であると考えます。
2	ユスリカ幼虫試験を再評価の対象となるすべての農薬にも義務付け、農薬登録基準値の見直し、設定を行うこと。	1	農薬の作用機構等に鑑み、全ての殺虫剤について、甲殻類等のうちミジンコ類のほか、ユスリカ幼虫試験も義務付けることとしましたが、除草剤、殺菌剤等の他の農薬については、直ちに必須とする必要があるとは考えていません。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
3	野生のハチ類について、「必要に応じ」評価対象動植物に加えるとされている部分について、「早急に」、「直ちに」としてほしい。	7	現在、環境省において、野生のハチ類に関する評価方法についての調査検討が行われており、野生のハチ類を評価対象に加える必要があるかについては、その結果を踏まえた検討が必要であると考えます。また、検討は早急に進める必要があると考えますので、「早急に」を追加し、修正します。
4	野生のハチ類(コロニー形成する種も孤立性の種も)へのリスク評価を早急に導入してほしい。	1	
5	陸域の生活環境動植物の登録基準の設定が予定されているものは鳥類及びハチ類だけであり、限定的である。試験方法のみならず、対象動植物も種類も国際的な水準に調和させるべき。特にトンボやカエルについて、登録基準の設定について検討を早急に開始すべきであり、少なくとも調査研究及びデータ収集は直ちに実施すべき。	1	現在、これまでの水産動植物に加えて、水草、鳥類及び野生のハチ類について検討を進めていますが、そのほかの動植物についても、まずは知見の集積が必要であると考えます。
6	土壌生物についても対象に加えるなど、食物連鎖を考慮して多段階の評価対象を設定してほしい。	1	
7	陸域の評価対象生物として、ミミズを追加すること。 (主な理由) ・土壌を豊かにする代表的土壌生物である。	1	
8	生態系保護の視点からいえば、ミミズや土中の昆虫・微生物への影響も評価する必要がある。	1	
9	水域及び陸域の評価対象生物として、カエルを追加すること。 (主な理由) ・カエルの減少が世界的に報告されており、その原因の一つとして農薬が疑われている。	1	
10	農薬の影響の大きいオタマジャクシを評価対象動植物に加えてほしい。	1	
11	鯉、ドジョウ等を守って欲しい。	1	
12	様々な虫たちについても基準を設定してほしい。 野生昆虫や命の巡りの一環を成す生き物が害を被ることのないようにしてほしい。	2	

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
13	散布される農薬のほか、苗の土にあらかじめ施用されている殺虫剤、殺菌剤もあり、規定どおりに使用されているとも限らず、認識されていないところで汚染が進んでいるおそれがあるため、節足動物、ミミズ、非標的土壤微生物、その他の非標的土壤生物、非標的植物についてもリスク評価の対象としていくことを検討してほしい。	5	農薬の使用については、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 2 条において、使用方法に従って使用しなければならない旨規定されています。 また、これまでの水産動植物に加えて、水草、鳥類及び野生のハチ類について検討を進めていますが、そのほかの動植物についても、まずは知見の集積が必要であると考えます。
14	水系における生物相の調査を実施し、これをもとに、毒性評価すべき生き物を選定すればよい。水系の底質中に残留している農薬(活性成分、不純物、補助成分を含む)やその代謝分解物についての影響評価も十分に行うべき。	1	評価対象動植物の選定では、毒性試験方法が確立され、国内外での既存の試験成績の活用が期待できるものを優先し、さらに導入が望ましいと考えられる評価対象動植物で調査検討に時間を要するものは、引き続き必要な検討を進めることが適当であると考えます。 また、水域においては、底質中に残留する農薬や代謝分解物の影響についても検討を進めることは重要であると考えます。
15	E U レベルまで評価対象動植物を拡大すべき。	1	農薬の生活環境動植物に対するリスク評価については、欧米等の評価方法も参考にしつつ、我が国における自然条件や農薬の使用実態等を踏まえ、検討を進めることが重要であると考えます。

2 評価対象動植物ごとの農薬登録基準の設定方法

(1) 水域の生活環境動植物に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	OECD による不必要な毒性試験の回避に日本としても貢献し、また、国際的な標準との調和を目指すのであれば、コイ又はヒメダカを必須とするのではなく、OECD 203 の試験法に記載されている魚種のいずれかを要求すべきではないか。コイ又はヒメダカが感受性が高いといったような、合理的な理由はあるのか。	1	これまでの知見により、コイ又はヒメダカは、必ずしも感受性が特に高い種類ではないことから、必須の試験生物種については、国際的な標準との調和を図り、「魚類のコイ又はヒメダカ」を「魚類（OECD テストガイドライン 203 の推奨魚種のうちのいずれか 1 種）」に修正します。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
2	藻類成長阻害試験での試験生物種数による不確実係数について、5 種の試験生物種を用いる場合、シアノバクテリアであるシネココッカスとアナベナを 1 種として扱っているが、この理由として両種の感受性が類似しているのであれば、4 種以下の場合も同様に 1 種として扱うべきではないか。	1	藻類等の不確実係数の設定におけるシアノバクテリアについて、試験生物種の数によって扱いを変えることに合理性がないことから、5 種の試験の場合に限らず、全ての試験において、シアノバクテリアは 1 種として扱うよう修正します。

(2) 陸域の生活環境動植物に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>暴露においては、「同一の農薬が一斉に全面使用されるケースは想定されない」とし、「普及率を踏襲することが適当である。」とされているが、このような考えが「個体の急性暴露」を模擬した今回の暴露モデルには不適切である。普及率が考慮できるのは、反復摂取による餌場の平均化あるいは個体ではなく個体群としての評価の場合に限るべきであり、個体の急性摂取で導入する根拠が不明である。特に、評価対象の小型鳥類が種子あるいは果実を急性摂取する場合に処理されていない農地と処理された農地のいずれからも採餌するようなケースは想定できないため、見直しが必要であると考え。</p>	1	<p>鳥類のリスク評価の方法については、個体が一日に摂取する餌の全量に単一の農薬が残留しているとして評価を行います。</p> <p>一方、改正後の農薬取締法第 4 条第 1 項第 8 号では、「農薬の使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつその被害が著しいものとなるおそれがあるとき」に登録を拒否することとされていること、また、地域の鳥類の全てが同一農薬の残留した餌のみを摂取するとすることは明らかに過剰な想定であることから、本リスク評価の方法では、農薬の普及率を導入することとし、農薬の使用の実態を踏まえた現実的なワーストケースを想定するものとしています。</p>
2	<p>毒性指標として LD50 を用い、それを不確実性係数で除した値を鳥類基準値として設定するとされており、生活環境に生息する鳥類の半数が農薬によって死亡してもそのような農薬の使用が許されると理解できる。</p> <p>農薬は年間に数回あるいは 10 数回使用される結果、極端な場合、複数回にわたり、半数の鳥が死ぬことが許容されることになり、農薬使用によって、地域における鳥類の種の維持に多大な懸念を覚えるため、見直しが必要であると考え。</p>	1	<p>なお、農薬の動植物に対する影響評価においては、急性毒性では、LD50 を用いることが諸外国においても共通した方法となっています。</p>

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
3	<p>日本では、鳥類の接触ばく露や大気中の農薬の吸入ばく露についても考慮すべき。 (主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬の空中散布や地上散布が多用されている ドローン使用により、農薬が高濃度で散布される傾向が高まっている。 	6	<p>陸域の動植物については、環境媒体が多様であることから様々な経路でばく露するおそれがありますが、移動力の高い鳥類においては、農薬散布による大気経由のばく露や直接的な接触ばく露が大きナリスクとなることは想定されません。</p> <p>このため、鳥類の急性影響については欧米の評価方法も参考に、我が国の営農状況を勘案し、最もリスクが高いと考えられる摂餌及び田面水を飲み水とするシナリオを設定しています。</p>
4	<p>鳥類の予測ばく露経路は複数あるため、「いずれかのみを 1 日に摂餌または飲水する」という仮定は実態にそぐわないのではないか。</p>	1	<p>実際の鳥類において、一日中、評価対象農薬が残留した餌のみを摂餌又は田面水のみを飲水することも起こり得るため、ワーストケースを想定した個体単位での急性毒性評価として行うものです。</p>
5	<p>鳥類へのばく露経路として、ネオニコチノイド系農薬のような浸透性農薬については、田面水以外の水滴等(葉の水滴(溢液(いつえき)等)からも飲水することを前提としたばく露量を算出すべき。</p>	1	<p>我が国の営農状況を勘案し、飲水として最もリスクが大きいと考えられる田面水の摂取について評価を行います。</p> <p>田面水以外の飲水経路による農薬の鳥類へのばく露については、引き続き科学的知見の集積が必要と考えます。</p>
6	<p>製剤によっては非標的生物にも毒性が強く現れる薬品が使われている場合もあり、また、製剤によっては原体が 10%程度のものである。農林水産省では農薬登録申請に際して製剤の試験成績も提出させており、それらのデータも共有して検討すべき。</p>	5	<p>農薬の毒性は主に有効成分によるものが大きいと考えられることから、環境大臣が定める農薬登録基準は、農薬原体を用いた試験成績を基に定めています。</p>

(3) 水域及び陸域の生活環境動植物の評価に共通する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>急性毒性の評価だけでなく、慢性毒性や繁殖毒性、内分泌攪乱作用、複数の農薬による複合影響も考慮すべき。化学肥料との複合影響も考慮すべき。</p>	7	<p>「第 5 今後の課題」で、「農薬の長期ばく露による影響の観点からのリスク評価の必要性や方法について検討を行う必要がある」として整理しており、農薬による慢性毒性、繁殖毒性等に関する知見の集積を進める必要があると考えます。</p> <p>また、農薬による内分泌攪乱作用や複数の農薬等による複合影響についても、情報の収集が必要であると考えます。</p>

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
2	<p>不確実係数を水域では 1 ~ 10、鳥類では (1 又は 10) としているが、農薬にあっては種による感受性差が相当に大きい場合もあること、生物種については、リスク評価に必要な種々なデータが圧倒的に不足していること、生態系全体への影響を直接的に把握する方法が未だ確立されていないことに鑑み、安全側に立って、いずれの場合にも、不確実係数は従来から採用されてきた原則 10 (又はそれ以上) とすべき。</p>	6	<p>不確実係数は、試験を行った生物種と試験が行われていない種との感受性差を考慮して設定されています。</p> <p>水産動植物(魚類、甲殻類等、藻類)においては、従来から不確実係数として 10 を用い、種の数に応じてその値を小さくしていますが、今般の藻類等においても、不確実係数を 10 とし、試験を行った種類数に応じて小さくします。</p> <p>また、鳥類においても、諸外国における方法を踏まえ、複数種を用い、その幾何平均を用いる場合には不確実係数を 10 としますが、複数種の中の最小値を用いる場合には不確実係数を 1 とします。</p> <p>感受性差は生物種によって異なるため、試験生物の種類数に応じて不確実係数を変えることは合理的であると考えます。</p>

第 4 生活環境動植物に係る農薬登録基準の内容に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>環境基本計画で「予防的な取組方法」を謳うのであれば、環境リスクの可能性のある農薬の使用を暫定停止し、リスクに関する最新の研究成果を参照できる体制を確立すべき。</p> <p>また、環境中の濃度の実測値が登録基準値を超えていないかどうかをモニタリングし、超過した場合には、即座に暫定使用禁止もしくは登録取消しを行える体制が必要。</p>	2	<p>環境基本計画における「予防的な取組方法」とは、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらすような環境影響が懸念される問題については、科学的知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるとの考え方です。</p> <p>農薬による動植物への影響調査等により科学的知見の充実に努めつつ、リスク評価により、動植物の被害防止のための農薬登録基準の設定を行うことはこの考え方を踏まえたものであり、適当であると考えます。</p> <p>また、登録基準値と環境中の予測濃度が近接する場合には、当該農薬をモニタリング調査の対象とし、モニタリング調査の結果については公表し、必要に応じて農薬使用者等に対する指導等が行われています。</p>

第 5 今後の課題

(1) 野生のハチ類の導入に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>農薬からミツバチ、野生のハチ類を守ってほしい。</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> •ミツバチが地球全体の命の要である。 •私たちの食を支えている。 •農薬がミツバチの大量死等に関連している多くの事例がある。 	158	<p>農薬の野生のハチ類に対する影響を示唆する知見が得られていることから、現在、環境省において野生のハチ類に関する評価方法についての調査検討が行われており、野生のハチ類を評価対象に加えられるかについては、その結果を踏まえた検討が必要であると考えます。</p> <p>また、検討は早急に進める必要があると考えますので、「早急に」を追加し、修正します。</p>
2	<p>野生のハチ類(ミツバチ)を早急に(今すぐ、直ちに)評価対象に追加すべき。</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> •野生ハチは送粉に重要な役割がある。 •養蜂家によると飼養ミツバチの帰巣率が減少している。 •ミツバチの激減により、人工授粉を強いられている農家も増えたと聞いている。 •野生のハチは農薬を避けられず、人間が農薬を控える必要がある。 •各国で蜂群崩壊症候群(CCD)が観察されている。 	147	
3	<p>農薬による亜致死レベルの影響が巣の維持に影響を与えることから慢性影響の評価も早急に必要と考えられ、タイムラインを明記してほしい。</p>	7	<p>現在、野生のハチ類に関する調査検討が進められています。</p> <p>御意見については、今後、野生のハチ類の評価方法を検討していく上での参考とさせていただきます。</p>
4	<p>野生のハチの評価においては、マルハナバチ類、ニホンミツバチを指標とすべき。</p>	3	
5	<p>野生のハチを調査研究の対象から外すべきではない。</p> <p>農薬のミツバチへの影響について調査して検討してほしい。</p>	3	
6	<p>農薬がハチに及ぼす急性毒性以外の毒性を裏付ける研究もあることから、少なくとも繁殖毒性についてはリスク評価を行うべき。</p>	2	
7	<p>現在、ミツバチの急性毒性データが求められているが、半数致死量の数値だけではミツバチに対する毒性の評価は不十分であり、ミツバチの帰巣本能などに影響する神経毒性の無毒性量を使って農薬登録基準を設定すること。</p>	1	

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
8	ミツバチは飼養動物であるが、データが得られやすい指標生物として、ハナバチなど類縁の野生昆虫への影響評価にも役立てられる。	1	(前ページからの続き)
9	ミツバチは採蜜、採花粉したものを巣箱に持ち帰ることで巣箱が汚染され、女王蜂の産卵低下や幼虫の羽化に影響があるため、直接ばく露だけでなく、間接ばく露も評価すべき。	1	
10	蜂群崩壊症候群 (CCD) には、複合的な要因の組み合わせの可能性があり、複合的な視野をもつことが重要。	1	
11	ミツバチに影響する農薬の規制緩和をすべきではない。	1	生態影響評価の充実に向け、野生のハチ類が評価対象動植物に加えられるか検討を行います。

(2) 長期ばく露による影響評価の導入に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	繁殖毒性のリスク評価を追加してほしい。	5	現在、環境省において、農薬の長期ばく露に関する調査検討が行われています。今後、調査検討を踏まえ、農薬の長期ばく露による影響の観点からのリスク評価の必要性や方法について検討を行う必要があると考えます。 御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	次世代まで至らない中程度の期間の毒性リスクについても検討すべき。	5	
3	長期ばく露による影響評価を実施すべき。 (主な理由) <ul style="list-style-type: none"> • 低濃度でも長期的にばく露した場合に影響があることは確認されているため。 • 水生生物はドリフト等による一過性の曝露ではなく、汚染された生息環境からの継続的な曝露が現実起こりうるため。 	2	
4	急性半数致死量をはるかに下回る低濃度の慢性曝露によって亜致死もしくは致死影響が生じるタイプの農薬のリスク評価が実現されていないため、早急に検討してほしい。	1	
5	次世代・継世代に関する長期的なリスク評価も勘案されるべき。	1	

（ 3 ） その他の評価対象動植物の選定に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>水域の評価対象生物として、トンボを追加すること。</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 近年、アキアカネ等の昆虫類が農村部で減少していると言われている。 • トンボ類は害虫を捕食する益虫である。 	1	<p>環境省では、農薬がトンボ類に与える影響に関する知見の集積を進めています。</p> <p>他方、これまでの知見により、トンボの幼虫に比べてユスリカ幼虫の方が感受性が高い傾向にあることが明らかになっており、今後、新規登録に加えて再評価の対象となる全ての殺虫剤についてユスリカ幼虫試験の提出を義務づけることとしたことから、トンボ類の保全にも資するものと考えます。</p>
2	<p>研究結果が出てからではなく、現時点でのトンボの保護を求める。</p>	1	

その他の御意見

（ 1 ） 個別農薬の規制等に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>ネオニコチノイド系農薬の使用を禁止すべき。</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 野生ミツバチを守るため。 • ニホンミツバチを飼っているが、カメムシ防除のネオニコチノイド系農薬の散布で群れが弱るため。 • 人間の神経系への悪影響が明らかにされつつあるため。 • EU等で使用禁止等の措置が講じられているため。 • 飼養ミツバチでもネオニコチノイド系農薬による被害が発生しており、実態すら把握されていないニホンミツバチへの影響が考えられるため。 	57	<p>個別農薬の規制に関する御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。</p> <p>農薬の登録等については、農薬登録制度の下、科学的知見に基づく評価結果により判断されることが重要であると考えます。</p>
2	<p>海外で使用禁止になっている農薬を日本でも禁止すべき。</p>	3	
3	<p>生態系、ミツバチを守るため、スルホキサフロルを禁止してほしい。</p>	2	
4	<p>ネオニコチノイド系農薬をはじめとする強力な殺虫作用のある薬品は使用禁止とすべき。</p>	2	
5	<p>ネオニコチノイド系農薬やモンサントの農薬全般の規制を求める。</p>	1	
6	<p>ネオニコチノイド系農薬や生態系に影響を及ぼす可能性がある除草剤等の使用を禁止してほしい。</p>	1	

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
7	ラウンドアップを他国のように規制してほしい。	1	(前ページからの続き)
8	海外で問題視されているネオニコチノイド系、フィプロニル系、ラウンドアップを使用禁止にすべき。	1	
9	欧米のネオニコチノイド系農薬規制のよい部分を踏襲して見直してほしい。	1	
10	現在、農薬は 100 円ショップでも簡単に購入できる状況であり、農地だけでなく農薬の厳しい規制を求める。	1	農薬の販売に係る御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。 御意見については、農林水産省へ参考としてお伝えします。
11	ラウンドアップなど、遺伝子組換えとともに用いられる危険な農薬が 100 円均一で購入できる現状を改善してほしい。	1	
12	脳の機能不全からくる発達障害児(者)の増加の原因の一つにネオニコチノイド系や有機リン系の農薬が挙げられていることに留意してほしい。	2	発達障害、食の安全に係る御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。 御意見については、農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会へ参考としてお伝えします。
13	ネオニコチノイド系農薬による発達障害があると聞く。食の安全について将来の子どもたちのことも考えてほしい。	1	
14	ネオニコチノイド系農薬の残留農薬基準値を規制緩和するのはなぜか。 EU並みの基準値に是正すべき。 ネオニコチノイド系農薬の基準緩和に反対する。	2	残留農薬基準値に係る御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。 御意見については、厚生労働省へ参考としてお伝えします。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
15	<p>日本でよく使われる農薬のうち EU で登録がない農薬成分は約 160 あり、代表的な 29 農薬について、それぞれ、どのような生活環境動植物・生態系の影響評価が実施され、登録取消しにつながったかを明らかにされたい。</p> <p>(29 農薬)</p> <p>BPMC、CAT、D-D、DEP、DMTP、EPN、IBP、MEP、MPP、NAC、PAP、アセフェート、アトラジン、アレスリン、エチプロール、エチルチオメトン、カスガマイシン、クロルピクリン、クロルフェナピル、ジノテフラン、シペルメトリン、ダイアジノン、トリフルラリン、パラコート、フィプロニル、フェンバレレート、プロシミドン、ベノミル、ペルメトリン</p>	1	EU における農薬の登録状況等については、EU がウェブサイト等で公表している以上の詳細な内容は把握していません。
16	<p>本年末で開放系での使用が禁止されることになっているネオニコチノイド類について、EU 加盟諸国ごとに、どの項目が適用され、使用規制状況がどうなったか。</p>	1	

(2) その他の御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
1	<p>農薬の規制を強化してほしい。 農薬の使用をやめるべき。 農薬を安易に利用する農業を顧みるべき。</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬を使わない方法で農作物を作ればよい。 生態系、野生動物への影響がある。 地球環境や未来の子供たちのため。 乳幼児の脳神経系の発達に影響を与える。 	27	<p>環境省では、公園、街路樹等での病虫害・雑草の管理を行う際には、物理的防除等を優先し、農薬の使用が必要とされる場合でも、より毒性の低い農薬を選択し、飛散の少ない散布方法を検討するよう指導しています。</p> <p>御意見については、農林水産省にも参考としてお伝えします。</p>
2	<p>農薬登録の申請者、農薬メーカーに対し、フィールド調査（環境汚染実態調査、生物相調査等）を実施させるべき。</p>	6	<p>フィールド調査には、ほ場の確保等の課題があるため、農薬登録の申請者等に対し、必須調査としての実施を求めることは考えていません。</p>

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
3	新たな農薬登録基準設定予定について、タイムラインを入れてほしい。	5	農薬取締法における生活環境動植物に係る規定は平成 32 年 4 月から施行され、新たな農薬登録基準の設定が始まります。今後のスケジュールの詳細については、本小委員会の審議を通じて明らかにしていきます。
4	植物の授粉を行う生物を大事に扱う、野生のハチ類を農薬から守る、ハチに強く影響する農薬を規制することが必要であり、そのための法律、制度を整えてもらいたい。 「養蜂振興法」で農薬使用を規制できるようにすべき。	4	今般の農薬取締法の改正により、農薬の影響評価の対象動植物が拡大されたことから、野生のハチ類についても評価対象に加えられるか早急に検討を行う必要があると考えます。 養蜂振興法に関する御意見については、法律を所管する農林水産省へ参考としてお伝えします。
5	大切な地球の生態系を壊さないでほしい。どの植物も昆虫も保護してほしい。	3	評価対象動植物の拡大により、農薬の動植物に対する安全性に関する審査の充実を図り、環境の保全に寄与します。
6	農薬使用規制の緩和につながる行為には反対する。	3	
7	水産動植物、水域に係る農薬登録基準の設定に際しては、申請者に対し、自然環境やフィールドでの農薬環境汚染調査、環境汚染状況の調査を義務付けるべきである。	2	河川中の残留農薬濃度は、農薬の使用方法、使用される地形等によって大きく異なりますが、環境中の予測濃度は、河川への農薬の流出量が最大になると考えられる使用方法等を基に安全側に立って算定しています。 環境中の予測濃度と基準値とが近接している場合には、当該農薬が多く使用される地域の河川において、環境省が自治体と連携し、モニタリング調査を行っており、申請者に対し、環境調査等の実施を新たに求めることは考えていません。
8	農薬などの規制について E U と異なっており、予防原則を取り入れ、食品行政、農業行政、環境行政を見直すこと。	1	農薬環境行政においては、諸外国の評価方法も参考にしつつ、我が国における自然条件や農薬の使用実態等を踏まえ、生態影響評価の充実に努めることが重要と考えます。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
9	農薬の基準に予防原則を適用し、できる限り基準を引き下げてほしい。	1	動植物への被害を未然に防ぐため、「予防的な取組方法」の考え方による農薬登録制度の下、科学的知見に基づき、農薬登録基準を適切に設定することが重要であると考えます。
10	農薬の注意事項が守られていない。風の強い日に小学校の横のほ場でスーパースプレーヤーで農薬を散布している。流域ごとに面積に応じて農薬の散布量の上限などは設けられないか。	1	環境省においては、農林水産省等と連携し、農薬を使用する際は、使用方法を遵守するとともに、風の強い日の散布は避ける等の指導を行っているところです。農薬の適正使用に関する指導を徹底することが重要であると考えます。 なお、一定の要件を全て備える農薬については、「水質汚濁性農薬」として環境大臣が指定をし、都道府県知事は、これらの使用を流域ごとに許可制にして、地域における農薬の使用総量を規制することができるようにしています。
11	日本は世界でも農薬使用量が多く、農薬の規制に対しても欧米に比べ許容基準が緩かったり、規制対応が遅かったりと後手後手なのはなぜか。	1	我が国をはじめアジアモンスーン地域では、病害虫や雑草の発生が多いため、欧米に比べて農薬の使用量が多い傾向にあります。 農薬の規制水準については、各国における農薬の種類、使用方法、適用作物等に違いがあるため、一概に比較はできませんが、我が国における自然条件や栽培条件、農薬の使用実態等を踏まえ、適切に判断することが重要であると考えます。
12	国民の健全な生活は環境保全の上に成り立つものと考え、日本の行政は、先ず環境保全を最優先項目と考えて行動すべき。	1	環境保全の推進は、我が国における重要課題の一つであると考えます。 農薬による生活環境動植物への影響を未然に防止するため、農薬登録制度の下、科学的知見に基づき、農薬登録基準を適切に設定することが重要であると考えます。
13	農薬に頼らず、あらゆる生物に優しい施策を実施してほしい。まして、企業の論理、利潤追求による施策はやめてほしい。	1	
14	安心安全な食を支えてほしい。	1	食の安心安全に関する御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。 御意見については、農林水産省、厚生労働省及び食品安全委員会へ参考としてお伝えします。
15	現在の国家予算に占める医療費の高さに、農薬はどのような関連性があるのか詳しく調べる必要がある。農水省はどう考えているのか答えてほしい。	1	御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。 御意見については、農林水産省へ参考としてお伝えします。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
16	「生活環境動植物」は個々の生き物のイメージが強く、食物連鎖や生物多様性保持をも含めた生態系全体を表記に含め、「生活環境動植物・生態系」とすべき。	1	現在のところ農薬が生態系一般に与える影響を定量的に評価する手法は確立されておらず、また、生態系を保全、評価の対象にした場合には、農薬の標的である病害虫や雑草も対象に含まれます。
17	生物多様性保持につながる生態系総体への影響評価も導入すべきである。たとえば、農薬を使用しない場合と、使用した場合の圃場の生物相調査やこれに基づく生物多様度指数のような考え方を取り入れ、圃場や周辺自然界での生物相の貧困化を抑制すべきである。	1	諸外国においても、生態系の一部を構成する動植物に対する影響の評価を行っているところでは、このため、「生活環境動植物」を評価の対象とすることが適当であると考えます。
18	陸域動植物総体の生態系の影響の評価に資するため、土壌中の生物相調査の手法を確立する(たとえば、土壌中の生物多様度指数の考えでもよい)	1	
19	専門家だけでなく、国民の手で、登録や適用の可否を決めることを求める。	1	農薬登録基準については、試験データ等の科学的知見に基づき、専門家、学識経験者による検討会、中央環境審議会で審議をし、その過程において、国民への意見募集が行われています。
20	養蜂用蜜蜂及び野生ミツバチは、それぞれ<人畜>、<生活環境動植物>のいずれかで、どのように対処するか、天敵を、<生活環境動植物>としてどのように位置づけるかを、明確にすべき。	1	養蜂用蜜蜂は家畜として、野生ミツバチについては生活環境動植物として、それぞれ農林水産省及び環境省で検討が行われています。 また、野生の天敵については、生活環境動植物の範囲に入るものと考えます。
21	水系における生物相の調査を実施し、これをもとに、毒性評価すべき生き物を選定すればよい。水系の底質中に残留している農薬(活性成分、不純物、補助成分を含む)やその代謝分解物についての影響評価も十分に行う。	1	水域における底質中の残留農薬や代謝分解物についての知見の集積を進めることが重要であり、今後の課題として取り組む必要があると考えます。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
22	陸域生物への影響評価の前に、現行の土壤残留の判定基準を改め、ヨーロッパ諸国で実施している、土壤中半減期が3ヶ月以上、かつ90%消失期間1年以上の農薬を登録しないことを登録基準にすべき	1	土壤残留試験に関する御意見は、今回の意見募集の対象ではありません。
23	圃場の土壤残留試験は、土壤の性質・成分、土壤中の生態系・微生物相、天候、散布むらなどの条件をどう評価するかが問題となり、代謝分解物の残留も評価対象にすべき。	1	
24	ヒトが病害虫とする個別の生き物を農薬で殺したり、繁殖を抑える最小濃度と、非対象生物が影響を受ける濃度の関連を明確にしておくべきである。	1	ほ場内等での病害虫・雑草を管理するために必要な農薬の濃度等の使用方法については、薬効に関する試験として審査が行われます。 他方、環境中における非標的(非対象)生物に当該農薬が影響を及ぼすかについては、効果が認められる使用方法の下で考えられるばく露として、環境中の予測量(濃度)によって評価が行われます。
25	農薬について、鳥類、花粉媒介昆虫、土壤生物その他の陸域生物への毒性に応じて、それぞれランク付けを行い、「鳥类等危害性農薬」(仮称)、「陸域生物等危害性農薬」(仮称)、「陸域生物等危害性農薬」(仮称)として指定する。 最も毒性が強いランクの農薬は登録をしないこととする。 指定された農薬の使用においては、都道府県知事の許可を得ることとし、許可なく使用した者には罰則を科す等の取締り体制を確立すべき。	5	環境省では、今般の法改正により、農薬の動植物に対するリスク評価の充実を行うこととしており、毒性の強さに関するランク付け等は考えていません。 なお、現在、農林水産省において、鳥類、ミツバチ等への毒性が比較的高い農薬については注意事項が付されていることから、御意見については、農林水産省へ参考としてお伝えします。
26	個別農薬の登録保留基準の強化一辺倒だけでは、生活環境動植物・生態系への影響を防止しようとするには限界がある。環境中でのデータを収集することが第一に求められる。	1	環境省では、農薬による環境中の動植物への影響について調査研究を行っており、引き続き取り組むことが重要であると考えます。
27	申請者が提出した生活環境動植物・生態系への影響試験データやその他の調査結果は、国民が、メーカーの主張の正当性が検証できるよう、原則、データをすべて公表すべき。	1	登録基準値の設定に用いた試験データについて、影響評価を行う上での主要な部分についてはすでに公表しているところであり、知的財産の保護の関係もあるため、必ずしも全てを公表する必要はないと考えます。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
28	化学物質（農薬・肥料・除草剤等）はまず、人体・環境に対して有害との前提で、十二分な事前検証が必須であり、影響がないと確定してから導入すべき。	1	化学物質のうち農薬については、人の健康や動植物への被害を防ぐため、農薬登録制度の下、試験結果に基づく審査を行が行われ、その結果、登録が行われたものだけが、製造、輸入が認められ、使用できるようになります。 また、今般の法改正により、既に登録されている農薬についても、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価が行われることとなります。
29	1 頁の（2 行目）「とりまとめ」と 2 頁の（19 行目）「取りまとめ」、2 頁の（23 行目）「以下」と 6 頁の（20 行目）「以下、」とは、字句の統一が必要。 5 頁の（15 行目）「OECD」は、当該略語の定義の記載が必要。 8 頁の（5 行目）「すべて」は、「全て」の誤記。	1	字句については、適切に修正を行います。
30	農薬散布された場所で息苦しくなるが、健康を阻害しないのか。	1	御意見、御要望は、今回の意見募集の対象ではありません。
31	環境ホルモンと不妊の関係があるのではないか。	1	
32	農薬会社と農協とコンビニで消費者の食として若い人たちにおにぎりを提供し続けるのをやめてほしい。	1	
33	農薬は香害である。	1	
34	南から北へと花を求めての旅は、人間の健康サイクルと同じ。	1	
35	ミツバチとネオニコチノイド系農薬、ダニ類の関係について研究してほしい。	1	
36	国や民間の機関で、もっと養蜂家の知識や経験を活用してほしい。	1	